

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会 設立総会

日時：令和5年8月25日(金) 14:00～15:00

場所：ANA クラウンプラザホテル松山 4階

ダイヤモンドボールルーム

次 第

1 開会

2 挨拶

3 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会の設立について

4 議事

【第1号議案】令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

【第2号議案】専門委員会の設置及び付託事項（案）について

5 閉会

<配布資料>

- ・出席者名簿
- ・配席図
- ・【資料1-1】 全国植樹祭の概要について
- ・【資料1-2】 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会設立趣旨
- ・【資料1-3】 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則（案）
- ・【資料1-4】 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会構成員名簿（案）
- ・【資料1-5】 第76回全国植樹祭推進体制（案）
- ・【資料1-6】 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会（総会）の進め方について（案）
- ・【資料2】 【第1号議案】令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）
- ・【資料3】 【第2号議案】専門委員会の設置及び付託事項（案）について
- ・参考資料 第76回全国植樹祭基本構想〔令和5年3月策定〕

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会設立総会 出席者名簿

日時：令和5年8月25日（金）14：00～15：00

場所：ANAクラウンプラザホテル松山
ダイヤモンドボールホール

(敬称略)

番号	職名	機関・団体	役職	氏名	出欠状況			代理の場合のみ記載		座席番号
					出席	欠席	代理	代理者役職	代理者氏名	
1	会長	愛媛県	知事	中村 時広	○					A-9
2	副会長	愛媛県	副知事	田中 英樹	○					A-10
3	副会長	愛媛県議会	議長	高山 康人	○					A-7
4	委員	林野庁四国森林管理局	局長	遠藤 順也			○	業務管理官	島内 厚実	A-4
5	委員	環境省中国四国地方環境事務所	所長	坂口 芳輝			○	自然保護官	中山 良太	A-5
6	委員	国土交通省四国地方整備局	局長	佐々木 淑充			○	松山河川国道事務所 所長	菊地 志郎	A-6
7	委員	愛媛県議会農林水産委員会	委員長	川本 健太	○					A-11
8	委員	愛媛県市長会	会長	武智 邦典			○	事務局長	武智 茂記	A-1
9	委員	愛媛県町村会	会長	河野 忠康		○				A-2
10	委員	松山市	市長	野志 克仁	○					A-3
11	委員	砥部町	町長	佐川 秀紀	○					B-3
12	委員	愛媛県市議会議長会	会長	渡部 克彦	○					B-1
13	委員	愛媛県町村議会議長会	会長	三谷 喜好	○					B-2
14	委員	愛媛大学	副学長	杉森 正敏		○				C-2
15	委員	松山大学	准教授	甲斐 朋香		○				C-3
16	委員	(公財)愛媛の森林基金	理事長	末永 洋一			○	書記	渡部 正義	B-6
17	委員	愛媛県森林組合連合会	会長職務代行者代表理事専務	芝 芳亀	○					B-7
18	委員	(一社)愛媛県木材協会	会長	菊池 正	○					B-8
19	委員	愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長	成瀬 要三	○					B-9
20	委員	愛媛県林業研究グループ連絡協議会	会長	菊池 俊一郎	○					B-10
21	委員	愛媛県森林土木協会	会長	兵頭 誠亀	○					B-11
22	委員	(公財)えひめ農林漁業振興機構	理事長	兵頭 昭洋	○					B-12
23	委員	えひめ森林ボランティア連絡協議会	会長	笠松 浩樹		○				B-13
24	委員	緑の少年団愛媛県連盟	会長	山本 浅幸		○				B-14
25	委員	愛媛県林業経営者協会	会長	増田 清	○					B-15
26	委員	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本 満俊	○					B-4
27	委員	愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長	平井 義則			○	常務理事	生名 裕二	B-5
28	委員	愛媛県商工会議所連合会	会頭	高橋 祐二			○	担当課長	柴田 勝	C-8
29	委員	愛媛県商工会連合会	会長	村上 友則	○					C-9
30	委員	愛媛県中小企業団体中央会	会長	服部 正	○					C-10
31	委員	愛媛経済同友会	代表幹事	野本 政孝	○					C-11
32	委員	愛媛経済同友会	代表幹事	山口 普		○				-
33	委員	愛媛県経営者協会	会長	田中 和彦			○	専務理事	八塚 洋	C-12
34	委員	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	大木 正治	○					C-4
35	委員	愛媛ホテル協会	会長	河野 治広	○					C-5
36	委員	(一社)愛媛県観光物産協会	会長	中村 時広			○	専務理事	金子 浩一	C-6
37	委員	(一社)愛媛県旅行業協会	会長	清水 一郎			○	事務局長	坂田 明則	C-7
38	委員	(一社)愛媛県バス協会	会長	清水 一郎			○	専務理事	松本 真一	D-15
39	委員	四国旅客鉄道(株)	愛媛企画部長	窪 仁志	○					C-13
40	委員	伊予鉄道(株)	代表取締役社長	清水 一郎			○	専務取締役	大政 憲司	C-14
41	委員	(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男		○				D-13
42	委員	(一社)愛媛県トラック協会	会長	御手洗 安			○	専務理事	板倉 友弘	D-14
43	委員	(一社)愛媛県建設業協会	会長	井原 伸	○					D-9
44	委員	(公社)愛媛県建築士会	会長	尾藤 淳一		○				D-10
45	委員	(一社)愛媛県建築士事務所協会	会長	林 貞義	○					D-11

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会設立総会 出席者名簿

日時：令和5年8月25日（金）14：00～15：00
場所：ANAクラウンプラザホテル松山
ダイヤモンドボールホール

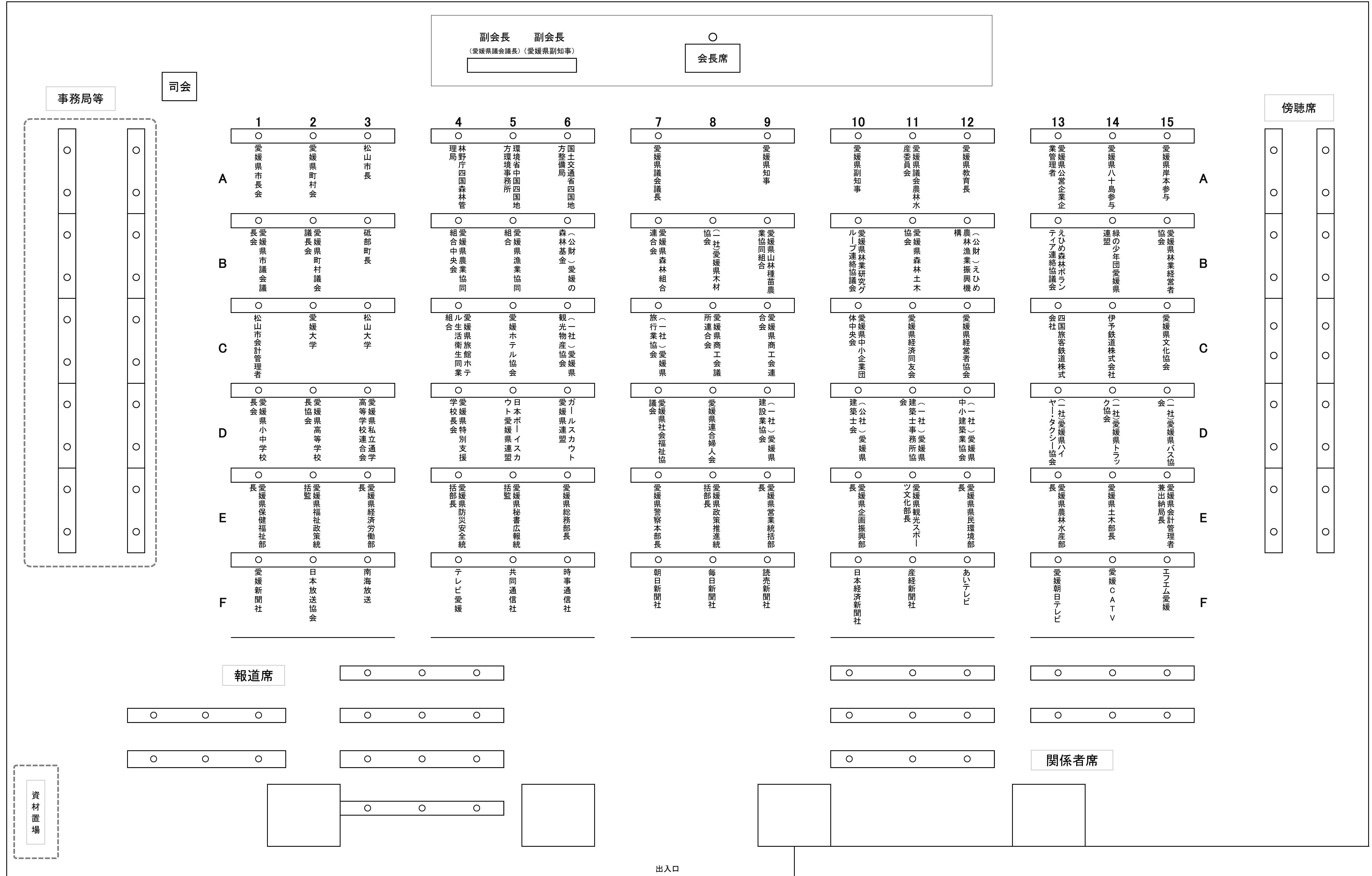
（敬称略）

番号	職名	機関・団体	役職	氏名	出欠状況			代理の場合のみ記載		座席番号
					出席	欠席	代理	代理者役職	代理者氏名	
46	委員	(一社)愛媛県中小建築業協会	会長	佐々木 敬史	○					D-12
47	委員	愛媛県小中学校長会	会長	馬越 吉章	○					D-1
48	委員	愛媛県高等学校長協会	会長	池田 哲也	○					D-2
49	委員	愛媛県私立中学高等学校連合会	会長	中村 道郎	○					D-3
50	委員	愛媛県特別支援学校長会	会長	稲荷 邦仁	○					D-4
51	委員	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長	宮内 正民	○					D-5
52	委員	ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長	村上 ゆかり	○					D-6
53	委員	愛媛県文化協会	会長	市村 公子		○				C-15
54	委員	(福)愛媛県社会福祉協議会	会長	本田 元広	○					D-7
55	委員	愛媛県連合婦人会	会長	三好 康子	○					D-8
56	委員	愛媛県	教育長	田所 竜二			○	副教育長	目見田 貴彦	A-12
57	委員	愛媛県	公営企業管理者	山口 真司	○					A-13
58	委員	愛媛県	参与(営業本部長)	八十島 一幸			○	マネージャー	松岡 真仁	A-14
59	委員	愛媛県	参与	岸本 憲彦	○					A-15
60	委員	愛媛県	政策推進統括部長	濱里 要	○					E-8
61	委員	愛媛県	営業統括部長	久保 圭一朗		○				E-9
62	委員	愛媛県	防災安全統括部長	井上 敬之	○					E-4
63	委員	愛媛県	秘書広報統括監	居村 大作	○					E-5
64	委員	愛媛県	総務部長	菅 規行	○					E-6
65	委員	愛媛県	企画振興部長	赤坂 克洋	○					E-10
66	委員	愛媛県	観光スポーツ文化部長	高岡 哲也	○					E-11
67	委員	愛媛県	県民環境部長	池田 貴子	○					E-12
68	委員	愛媛県	保健福祉部長	菅 隆章		○				E-1
69	委員	愛媛県	福祉政策統括監	久保田 晶	○					E-2
70	委員	愛媛県	経済労働部長	松田 雄彦	○					E-3
71	委員	愛媛県	農林水産部長	末永 洋一	○					E-13
72	委員	愛媛県	土木部長	中川 逸朗	○					E-14
73	委員	愛媛県警察本部	本部長	森本 敦司			○	警備部長	松本 亨	E-7
74	監事	愛媛県	会計管理者兼出納局長	山名 富士	○					E-15
75	監事	松山市	会計管理者	加藤 和正	○					C-1
76	参与	(株)愛媛新聞社	代表取締役社長	土居 英雄	○					F-1
77	参与	日本放送協会	松山放送局長	桑野 毅	○					F-2
78	参与	南海放送(株)	代表取締役社長	大西 康司	○					F-3
79	参与	(株)テレビ愛媛	代表取締役社長	尾谷 牧夫	○					F-4
80	参与	(一社)共同通信社	松山支局長	小西 大輔	○					F-5
81	参与	(株)時事通信社	松山支局長	寺尾 貴之		○				F-6
82	参与	(株)朝日新聞社	松山総局長	広島 敦史	○					F-7
83	参与	(株)毎日新聞社	松山支局長	太田 裕之		○				F-8
84	参与	(株)読売新聞大阪本社	松山支局長	原 典子	○					F-9
85	参与	(株)日本経済新聞社	松山支局長	平片 均也	○					F-10
86	参与	(株)産経新聞社	松山支局長	村上 栄一		○				F-11
87	参与	(株)あいテレビ	代表取締役社長	左納 和宜	○					F-12
88	参与	(株)愛媛朝日テレビ	代表取締役社長	井上 隆史	○					F-13
89	参与	(株)愛媛CATV	代表取締役社長	宮内 隆	○					F-14
90	参与	(株)エフエム愛媛	代表取締役社長	倉淵 秀俊	○					F-15

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会 設立総会 配席図

日時：令和5年8月25日（金）

場所：ANAクラウンプラザホテル松山 4階 ダイヤモンドボールルーム



全国植樹祭の概要について



愛媛県 農林水産部 森林局 森林整備課

1

説明内容

- 1 全国植樹祭とは
- 2 過去の愛媛県での開催状況について
〔昭和41年 第17回全国植樹祭〕
- 3 近年の開催状況について
 - ・先催県の開催状況
 - ・第73回全国植樹祭いわて2023
- 4 第76回全国植樹祭に向けて
 - ・これまでの経緯
 - ・第76回全国植樹祭基本構想〔令和5年3月策定〕
 - ・開催までのスケジュール

2

1 全国植樹祭とは

- 全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために行う **国土緑化運動の中心的行事**
- 毎年春に、**天皇・皇后両陛下の御臨席のもと開催**されている。
- 四行幸啓の一つ
(全国植樹祭、国民体育大会、全国豊かな海づくり大会、国民文化祭)

● 主催

公益社団法人国土緑化推進機構及び開催都道府県

● 開催時期

毎年春(5～6月)の日曜日

● 開催行事

- ・式典行事 : 両陛下によるお手植え・お手播き、天皇陛下のおことば、緑化功労者等の表彰、大会宣言 等
- ・植樹行事 : 記念植樹
- ・関連行事 : 歓迎レセプション、プレイベント、全国林業後継者大会 等

3

2 過去の愛媛県での開催状況について

- 大会名 第17回全国植樹祭
- 開催日 昭和41年4月17日(日)
- 開催場所 愛媛県温泉郡久谷村
(現 松山市久谷町)
- 参加者 約13,000人
- 大会テーマ 精英樹による拡大造林
- お手植え樹種 スギ
- お手播き樹種 スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ



昭和天皇・香淳皇后両陛下による記念植樹(スギ)



一般招待者による植樹

4

2 過去の愛媛県での開催状況について



S41年



R4年

式典会場(松山市久谷町)の移り変わりの様子

前回大会を契機として、県内の林業や緑化運動は大きく発展し、全国有数の林業県へと成長を遂げました。



5

2 過去の愛媛県での開催状況について

● 地方御視察



高浜港



愛媛県庁



護国神社



道後公園



松山市老人福祉センター



県果樹試験場

6

3 近年の開催状況について

回数	開催年	開催県	開催場所	開催規模
64	平成25	鳥取県	とっとり花回廊(西伯郡南部町・伯耆町)	7,209人
65	平成26	新潟県	長岡産業交流会館(長岡市) 【屋内会場】	4,281人
66	平成27	石川県	木場潟公園(小松市)	10,887人
67	平成28	長野県	長野市オリンピック記念アリーナ(長野市) 【屋内会場】	5,702人
68	平成29	富山県	魚津桃山運動公園(魚津市)	7,410人
69	平成30	福島県	海岸防災林(南相馬市)	8,144人
70	令和元	愛知県	愛知県森林公園(尾張旭市・名古屋市守山区)	9,326人
71	令和3	島根県	三瓶山(さんべさん)北の原(大田市)	2,211人
72	令和4	滋賀県	鹿深夢(かふか)の森(甲賀市)	3,055人
73	令和5	岩手県	高田松原津波復興祈念公園(陸前高田市)	4,103人
74	令和6	岡山県	ジップアリーナ岡山(岡山市) 【屋内会場】	4,000人
75	令和7	埼玉県	秩父ミュージックパーク(秩父市)	5,000人
76	令和8	愛媛県	【開催候補地】愛媛県総合運動公園(松山市)	5,000人

新型コロナ対策による縮小開催

実績
↑
↓
計画

※開催規模は県内外招待者、協力者、スタッフ等を含めた人数
※第74回大会以降の開催規模は、計画段階のもの。

3 近年の開催状況について

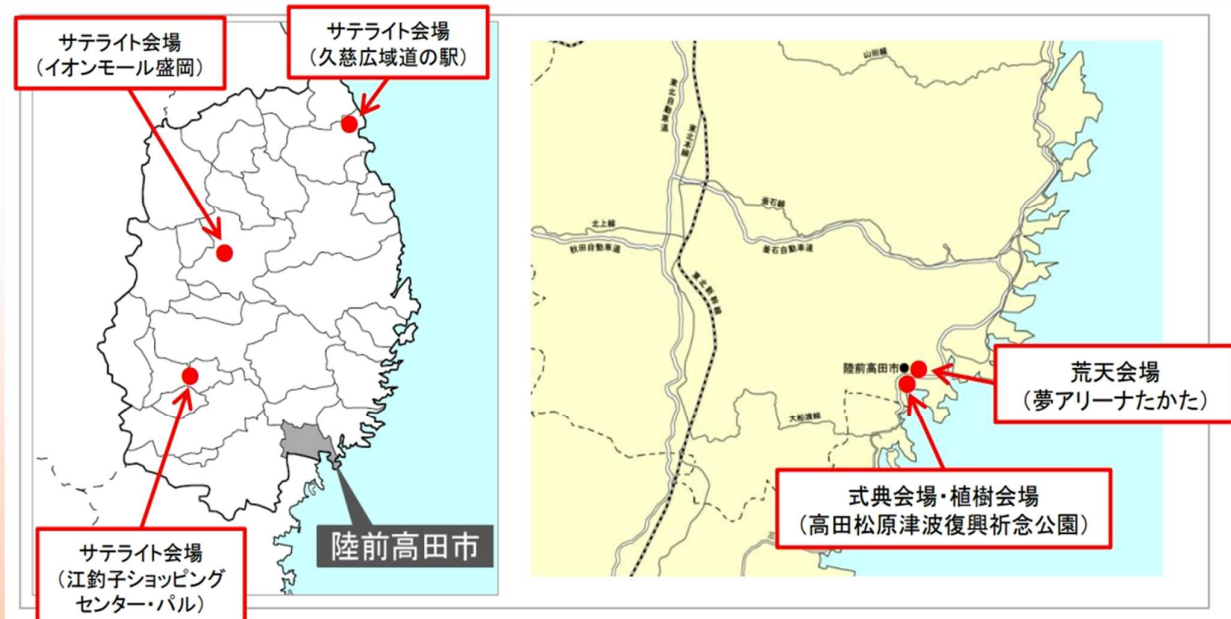
- 開催日 令和5年6月4日(日)
- 開催場所 高田松原津波復興祈念公園(陸前高田市)
- 参加人数 4,103人



区分	参加者数	内 訳
県外招待者	566人	国関係者、被表彰者、他県招待者 等
県内招待者	1,146人	県関係者、市町村関係者、学校関係者、森林・林業・緑化関係団体、公募招待者、県実行委員会 等
実施本部員・協力員 等	2,391人	実施本部員、出演者、協力員 等
合 計	4,103人	

3 近年の開催状況について

● 開催会場位置図



3 近年の開催状況について

● 式典会場

⇒式典会場では、式典行事、天皇皇后両陛下によるお手植え、お手播き行事を実施するとともに各種の展示PR等を行うおもてなし広場を設置し、招待者を歓迎します。

高田松原津波復興祈念公園(陸前高田市)

東日本大震災からの復興の象徴となる復興祈念公園

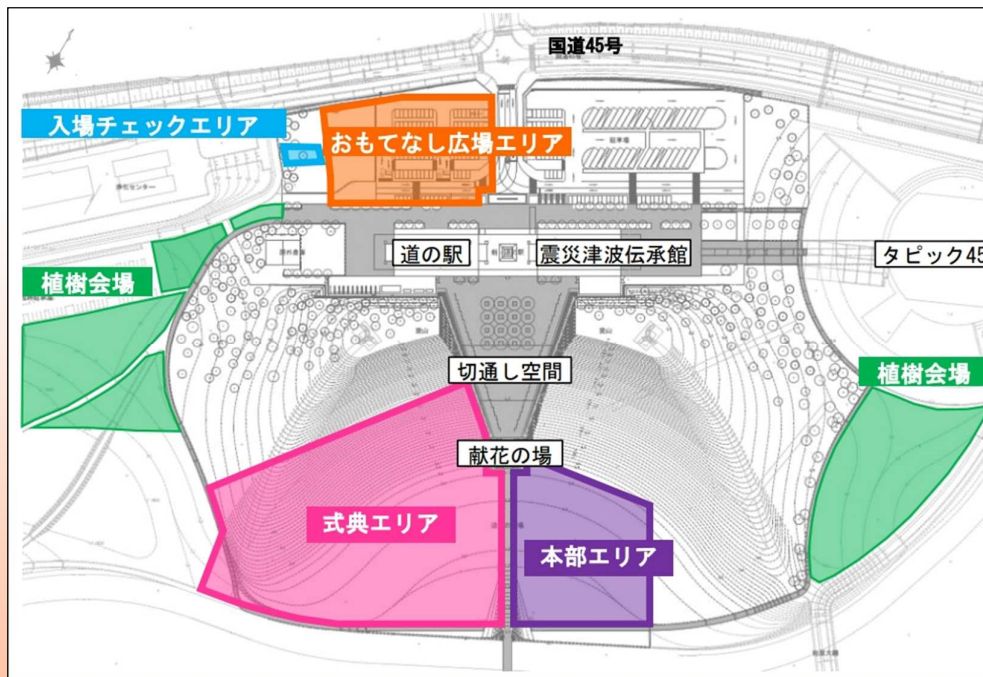
7万本の松のうち「奇跡の一本松」が残ったこの場所で、東日本大震災津波の犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志を発信するため、国・岩手県・陸前高田市が連携して、整備しました。



3 近年の開催状況について

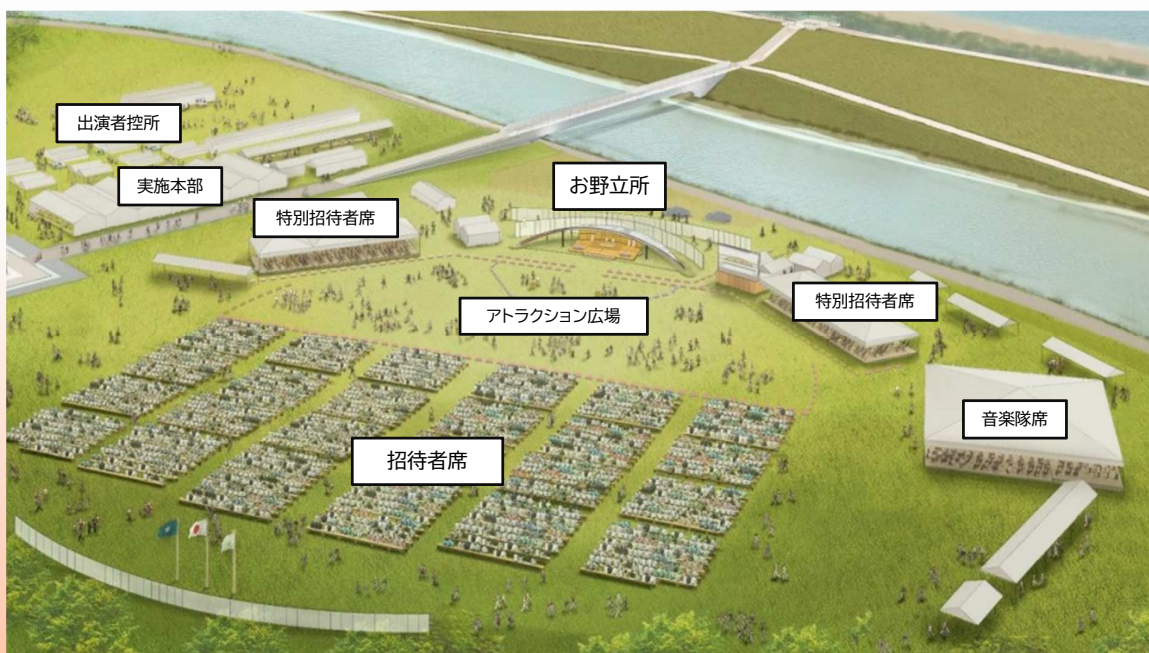
- 式典会場(エリア図)

「式典エリア」「本部エリア」「おもてなし広場エリア」「植樹会場」の4つのエリアに分けています。



3 近年の開催状況について

- 式典会場(イメージ図)



3 近年の開催状況について

● 式典行事概要

1. プロローグ ～感謝～ 『ありがとう いわてからの感謝状』 13:00～14:00(60分)



歓迎と感謝のことば
(陸前高田市市長挨拶)



プロローグアトラクション①



プロローグアトラクション②



感謝状の贈呈①



感謝状の贈呈②



記念切手の贈呈

3 近年の開催状況について

● 式典行事概要

2. 記念式典 ～誓い～ “緑をつなごう 輝くイーハトーブの森から” 14:00～15:00(60分)

(内容)

- ・ 開会のことば
- ・ 主催者挨拶(大会会長、県知事)
- ・ 天皇陛下のおことば
- ・ 表彰(緑化功労賞、全日本学校関係緑化コンクール等)
- ・ 天皇皇后両陛下 お手植え・お手播き
- ・ 大会宣言
- ・ リレーセレモニー(後催県への引続き)
- ・ 閉会のことば 等



主催者挨拶(大会会長:衆議院議長)



主催者挨拶(岩手県知事)



三旗掲揚(緑の少年団、ボーイスカウト、ガールスカウト)

3 近年の開催状況について

● 式典行事概要

2. 記念式典 ～誓い～ “緑をつなごう 輝くイーハトーブの森から” 14:00～15:00(60分)



天皇陛下のおことば



表彰(緑化功労賞、各種コンクール)



天皇陛下によるお手植え



皇后陛下によるお手播き

15

3 近年の開催状況について

● 式典行事概要

2. 記念式典 ～誓い～ “緑をつなごう 輝くイーハトーブの森から” 14:00～15:00(60分)



大会テーマの表現



大会宣言



リレーセレモニー



閉会のことば

16

3 近年の開催状況について

● 式典行事概要

3. エピローグ ～希望～ “みどり輝く未来へ向けて”

15:00～15:30(30分)



花巻農業高校鹿踊部



森林・林業取組紹介((株)小友木材店)



森林・林業取組紹介((株)柴田産業)



大会テーマソングの歌唱

17

3 近年の開催状況について

● 式典会場

お野立所とは

- ⇒ 全国植樹祭の式典会場で、天皇・皇后両陛下が着座される場所のこと。
- ・会場の中でも極めてシンボリックな位置付けとなるため、開催県が地域の特色を生かした木造構造物を設営する。

【お野立所(岩手県)】

- ✓ 三日月形の屋根は、伸びやかで明るい未来を表現し、海から陸に伸びる屋根のラインは、岩手県の宝である森・川・海の繋がりと、力強く未来へ向かう岩手県民を表現しています。
- ✓ 屋根や壁、床面には、岩手県産木材を使用し、柔らかな質感で仕上げ、「あたたかな県民性」を表しています。



R5 岩手県(陸前高田市)



R4 滋賀県(甲賀市)



R3 島根県(大田市)



R元 愛知県(尾張旭市・名古屋市)

18

3 近年の開催状況について

● 植樹行事

(1) 天皇皇后両陛下によるお手植え



天皇陛下によるお手植え



皇后陛下によるお手植え

	樹種	樹種の概要
天皇陛下	南部アカマツ	岩手県の県の木として、広く県民に親しまれている。昭和49年に開催された第25回全国植樹祭でも天皇皇后両陛下がお手植えされた。
	カシワ	寒冷地の気候に強く、気仙地域等沿岸部にも群生しており、新芽が出る翌春まで古い葉が落ちないことから、子孫繁栄を象徴する縁起物とされている樹種。
	タブノキ	常緑広葉樹で、耐潮性、耐風性に優れることから、沿岸部に密生している。岩手県山田町のタブノキの一部は、東日本大震災津波を受けても、生き残り、震災復興を象徴する存在のひとつとなっている。
皇后陛下	ベニヤマボウシ	陸前高田市は、ベニヤマボウシ原木が江戸時代末期に採取されたことから、発祥の地とも言われ、植樹会が開催されるなど市民に親しまれている。
	ハナヒョウタンボク	国内では、岩手県と長野県の一部に分布する樹種。国の絶滅危惧Ⅱ類に指定されており、希少、貴重な樹種で、その名は二つ付く実がヒョウタンの形に見えることに由来します。
	ミチノクナシ	国の絶滅危惧ⅠB類に指定される貴重な樹種。宮沢賢治の童話「やまなし」でも親しまれ、東日本大震災津波の復興支援で沿岸部の学校に苗が提供された。

3 近年の開催状況について

● 植樹行事

(2) 天皇皇后両陛下によるお手播き



天皇陛下によるお手播き



皇后陛下によるお手播き

	樹種	樹種の概要
天皇陛下	オオヤマザクラ	ヤマザクラより、花も葉も大きく、本州中部以北に分布する北国を代表するサクラのひとつ。岩手県で前回行われた全国植樹祭において、天皇皇后両陛下にお手植えされた樹木から採取した種子で今回お手播きされた。
	ケヤキ	木目の美しさから建築材や岩手県の伝統工芸品等に利用される岩手の林業を支える主要な広葉樹のひとつ。
皇后陛下	ヤブツバキ	開催地である陸前高田市の花にも選ばれるなど気仙地方を代表する常緑広葉樹。岩手県宮古市が太平洋岸の北限。
	ハマナス	岩手県沿岸部の砂地に群落をつくり、香料の原料にもなる大きな花を持っています。東日本大震災津波から生き残る力強さは、復興を象徴します。

3 近年の開催状況について

● 植樹行事

(3) 代表者記念植樹

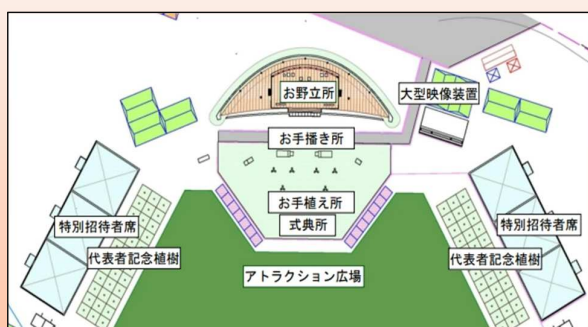
- 特別招待者の代表は、天皇皇后両陛下の2本目のお手植えと同時に記念植樹を行う。
- 樹種は、天皇皇后両陛下と同じ樹種により実施。



代表者記念植樹①



代表者記念植樹②



会場レイアウト図

3 近年の開催状況について

● 植樹行事

(4) 招待者記念植樹

- 県内外からの招待者が、1人1本以上の記念植樹を大会当日の式典前に実施。
- 苗木のスクールステイにより、子供たちが育てた苗木も使用



招待者記念植樹①



招待者記念植樹②



植樹会場受付

会場名	招待者区分	本数	主な樹種
高田松原津波復興祈念公園	県外招待者 県内招待者	約3,000本	オオバクロモジ、オオヤマザクラ、ドウダンツツジ、ナツハゼ、ヒメアオキ、ヤマザクラ、ヤマツツジ 等 計32種
高田松原運動公園	県内招待者	約300本	エノキ、オオヤマザクラ、ケヤキ、コナラ、タブノキ、ブナ、ベニヤマボウシ、ミズナラ、ヤマザクラ 等 計17種

3 近年の開催状況について

● おもてなし広場

- ・ 式典エリアの北側に、おもてなし広場を設置し、総合案内所やステージ、ブース出展のほか、様々な木製装飾物を配置
- ・ 岩手県の森林づくりや復興への歩み、郷土芸能、観光情報を招待者に広くPR



おもてなし広場



おもてなしステージ(岩泉高校伝統芸能同好会)



ウェルカムボード



出展ブースの様子

3 近年の開催状況について

● サテライト会場

- ・ 式典参加者のみならず、多くの県民の方々に全国植樹祭を身近に感じてもらうため、岩手県内3カ所にサテライト会場を設置
- ・ 式典中継のほか、木工製品の展示、森林林業パネル展示、音楽イベント等を実施



盛岡会場
(イオンモール盛岡)



北上会場
(江釣子ショッピングセンター・パル)



久慈会場
(道の駅いわて北三陸:地元小学生による記念植樹)

3 近年の開催状況について

● 大会に向けた機運醸成

苗木のスクールステイ

苗木のスクールステイとは、全国植樹祭や関連する植樹行事で使用する苗木を、県内の緑の少年団や小中学校の皆様にご育ていただき、森林の役割や森林づくりの大切さを子供たちに普及啓発する取り組み。



釜津田自然愛護少年団(岩泉町)



実施の様子

3 近年の開催状況について

● 大会に向けた機運醸成

1年前記念イベント

- ・日時 令和4年7月9日(土)
- ・場所 岩手県民の森
(S49年の第25回全国植樹祭開催地)
- ・内容 ①式典行事
⇒代表者記念植樹、木製地球儀リレー出発式、大会テーマソング発表 等
- ②PRイベント
⇒第73回全国植樹祭のPR、林業体験、木工教室、郷土芸能、ダンスパフォーマンス 等



木製地球儀の引き渡し



大会テーマソング発表

協賛募集

- ①協賛の種類
 - ・資金協賛、物品協賛、その他協賛
- ②募集期間 令和3年9月～令和5年3月
- ③協賛の特典
 - 協賛金額に応じて、
 - ・式典当日の特別招待者枠の確保
 - ・全国植樹祭支援呼称・シンボルマーク等の仕様 等



感謝状贈呈式

4 第76回全国植樹祭に向けて

(1) これまでの経緯

日付	内容
令和4年2月15日	第76回全国植樹祭の誘致を表明
令和4年5月26日	国土緑化推進機構に開催申出書を提出
令和4年8月8日	国土緑化推進機構理事会で本県開催が内定
令和4年10月14日	第1回準備委員会を開催
令和5年1月23日	第2回準備委員会を開催
令和5年3月27日	第3回準備委員会を開催し、「 第76回全国植樹祭基本構想 」を策定
令和5年8月8日	国土緑化推進機構理事会で 本県開催が正式決定

27

4 第76回全国植樹祭に向けて

(2) 第76回全国植樹祭基本構想〔令和5年3月策定〕

●開催理念

- ① 国民の森林・林業に対する理解を深め、森林の整備や森林資源の循環利用を一層推進していく契機とし、持続可能な社会の実現につなげていきます。
- ② 霊峰石鎚山を頂点とする四国山地の豊かな森林を、健全な姿で次の世代にしっかりと引き継げるよう、県民参加による森づくりを推進します。
- ③ 森林が育む愛媛の自然や文化、産業を県内外に発信し、全国の方々との「絆」を深める「愛顔(えがお)」あふれる大会とします。

●開催候補地 愛媛県総合運動公園 (松山市上野町)

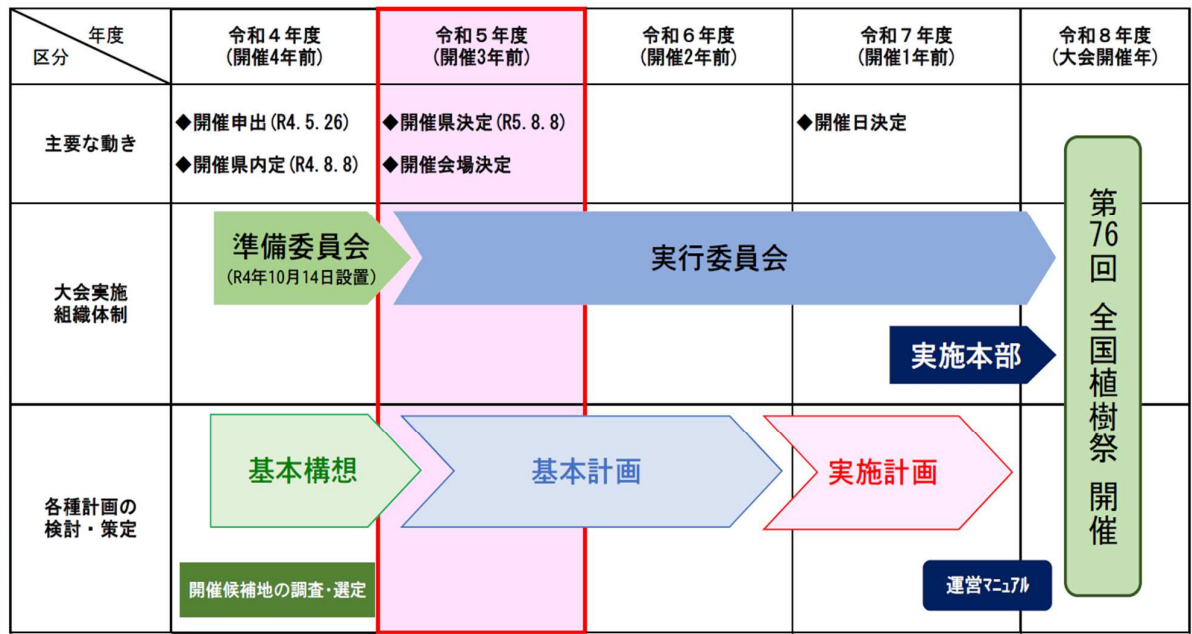
●開催規模 5,000人

●開催時期 令和8年春季 ※開催日は令和7年に決定の予定

28

4 第76回全国植樹祭に向けて

(3) 開催までのスケジュール



第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会 設立趣旨

愛媛県は、西日本最高峰の石鎚山をはじめ、瀬戸内海の多島美や宇和海のリアス式海岸を代表とする、変化に富んだ自然を背景として、多様で豊かな森林が育ち、これまで、県民の生活を幅広く支えてきました。

特に、県民の身近にあるスギ・ヒノキの人工林には、建築資材となる良質な木材が育ち、品質の確かな愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」の供給や新たな木質建材であるCLT（直交集成板）の本格生産も始まるなど、新たな木材利用も広がりつつあります。

また、戦後に植栽された、これらの人工林の多くは、現在、本格的な利用期を迎えており、持続的社会の実現のためには、「伐って、使って、植えて、育てる」森林資源の循環利用を一層推進することが、非常に重要となっています。

こうした中で、令和 8 年春に「第 76 回全国植樹祭」を本県で開催することは、極めて意義深いものであります。

この「第 76 回全国植樹祭」では、本県の豊かな森林資源を健全な姿で次世代にしっかりと引き継げるよう、森林の整備や森林資源の循環利用を一層推進する契機とし、森林が育む愛媛の自然や文化、産業を県内外に発信し、全国の方々との「絆」を深める「愛顔（えがお）」あふれる大会とするため、県内の幅広い機関、団体の参画のもと、植樹祭の成功に向け「第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会」を設立します。

令和 5 年 8 月 25 日

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、第76回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）の開催に必要な事業を行い、県民の緑化意識の醸成及び県民参加による森づくりを推進するとともに、森林が育む愛媛県の自然、文化及び産業を全国に発信することを目的とする。

（事務所）

第3条 実行委員会の事務所は、愛媛県松山市一番町四丁目4番地2愛媛県庁内に置く。

（事業）

第4条 実行委員会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 全国植樹祭の運営に必要な企画及び調整に関すること。
- (2) 関係する機関及び団体との連絡調整等に関すること。
- (3) 全国植樹祭の式典行事、植樹行事及びこれらに係る整備に関すること。
- (4) 全国植樹祭の招待者等への案内、宿泊、輸送等に関すること。
- (5) 全国植樹祭に係る広報、協賛及び各種募集に関すること。
- (6) その他全国植樹祭の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第2章 組織

（構成）

第5条 実行委員会は、委員、監事及び参与（以下「委員等」という。）をもって組織する。

- 2 委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で組織し、別表第1に掲げる役職にある者をもって充てる。
- 3 実行委員会は、委員のうちから会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、愛媛県知事をもって充てる。
- 5 副会長は、愛媛県副知事及び愛媛県議会議長をもって充てる。

（委員等の職務）

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき及び会長が特定の行為につき委任したときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 委員は、この会則に従い議事の審議を行う。
- 4 監事は、会計の監査に当たる。
- 5 参与は、全国植樹祭の具体的な運営方法に関し、助言することができる。

(委員等の任期)

第7条 委員等の任期は、第18条の規定により実行委員会が解散する日までとする。

- 2 委員等は、就任時におけるそれぞれの所属機関又は団体の役職を離れたときは、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。ただし、学識経験者はこの限りでない。
- 3 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。

(委員等の報酬及び旅費)

第8条 委員等への報酬及び旅費については支給しないものとする。ただし、会長が必要と認めた場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により報酬及び旅費を支給する場合は、愛媛県職員の例による。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に係る会議は、総会、幹事会及び専門委員会とする。

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長及び委員（以下「実行委員」という。）並びに参与及び監事をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。
 - (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
 - (4) 幹事会に委任する事項に関すること。
 - (5) 専門委員会に付託する事項に関すること。
 - (6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。

- 4 総会は、実行委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 総会の議事は、出席した実行委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 6 総会に出席できない実行委員は、あらかじめ通知された事項について代理人にその権限を委任し、又は書面をもって議決に加わることができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席した実行委員とみなす。
- 7 会長が必要と認める場合は、書面をもって表決し、総会の議決に代えることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、総会に委員等以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会長の専決処分)

- 第11条 会長は、緊急を要し総会を招集することができないと認められる場合は、前条第3項各号に掲げる事項について専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の総会にこれを報告しなければならない。

(幹事会)

- 第12条 実行委員会に幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長、幹事（以下「幹事等」という。）をもって組織する。
 - 3 幹事等は、関係機関及び関係団体等で構成し、別表第2に掲げる役職にある者をもって充てる。
 - 4 幹事長は、愛媛県農林水産部森林局長をもって充てる。
 - 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
 - 6 幹事長に事故あるときは、あらかじめ幹事長が指名した者が、その職務を代理する。
 - 7 第7条及び第8条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、「委員等」とあるのは「幹事等」と読み替えるものとする。
 - 8 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
 - (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会から委任された事項に関すること。
 - (3) 緊急に審議し、決定することが必要な事項に関すること。
 - (4) 第10条第3項各号に掲げる事項以外で、全国植樹祭の実施に関して必要な事項に関すること。
 - (5) その他会長が必要と認める事項に関すること。
 - 9 幹事会は、前項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項を審議し、決定したときは、次の総会にこれを報告しなければならない。
 - 10 第10条第4項から第7項までの規定は、幹事会の会議において準用する。こ

の場合において「総会」とあるのは「幹事会」に、「実行委員」とあるのは「幹事等」に、「会長」とあるのは「幹事長」にそれぞれ読み替えるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は、会長が別に定める。

(専門委員会)

第13条 実行委員会に専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、専門委員長及び専門委員（以下「専門委員等」という。）をもって組織する。

3 専門委員等は、関係機関、関係団体、学識経験者等で構成し、会長が委嘱する。

4 専門委員等の任期は、会長が定める。

5 専門委員会は、専門委員長が招集し、その議長となる。

6 専門委員会は、総会から付託された専門的事項について調査及び審議する。

7 専門委員会は、前項に掲げる事項について会長に報告する。

8 前各項に定めるもののほか、専門委員会に必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 事務局

第14条 実行委員会の事務を処理するために、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局（以下「事務局」という。）を愛媛県農林水産部内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 経費及び会計

(経費)

第15条 実行委員会の事業に必要な経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画、予算及び決算)

第16条 実行委員会の事業計画及び収支予算は事務局長が編成し、総会の承認を得なければならない。

2 実行委員会の収支決算は事務局長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、愛媛

県の例による。

第6章 解散

第18条 実行委員会は、第2条の目的が達成されたときには、総会の議決をもって解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、愛媛県に帰属するものとする。

第7章 補則

第19条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、令和5年 月 日から施行する。

2 実行委員会設立当初の会計年度は、第17条第1項の規定にかかわらず、実行委員会の設立の日から令和6年3月31日までとする。

3 会長がやむを得ず必要と認めた経費については、実行委員会による予算の議決前に支出できるものとする。この場合において、当該支出した経費は収支予算案に含めるものとする。

別表第1（第5条関係） 実行委員会

職名	区分	所属	役職
会長	県	愛媛県	知事
副会長	県	愛媛県	副知事
	県議会	愛媛県議会	議長
委員	国	林野庁四国森林管理局	局長
		環境省中国四国地方環境事務所	所長
		国土交通省四国地方整備局	局長
	県議会	愛媛県議会農林水産委員会	委員長
	市町	愛媛県市長会	会長
		愛媛県町村会	会長
		松山市	市長
		砥部町	町長
	市町議会	愛媛県市議会議長会	会長
		愛媛県町村議会議長会	会長
	学識経験者	愛媛大学	副学長
		松山大学	准教授
	森林・林業	公益財団法人愛媛の森林基金	理事長
		愛媛県森林組合連合会	会長職務代行者代表理事 専務
		一般社団法人愛媛県木材協会	会長
		愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長
		愛媛県林業研究グループ連絡協議会	会長
		愛媛県森林土木協会	会長
		公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	理事長
		えひめ森林ボランティア連絡協議会	会長
		緑の少年団愛媛県連盟	会長
		愛媛県林業経営者協会	会長
	農業・漁業	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長
		愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長
	経済	愛媛県商工会議所連合会	会頭
		愛媛県商工会連合会	会長
		愛媛県中小企業団体中央会	会長
		愛媛経済同友会	代表幹事
		愛媛県経営者協会	会長
	宿泊・観光	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長
		愛媛ホテル協会	会長
		一般社団法人愛媛県観光物産協会	会長
		一般社団法人愛媛県旅行業協会	会長
輸送	一般社団法人愛媛県バス協会	会長	
	四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	

		伊予鉄道株式会社	代表取締役社長
		一般社団法人愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長
		一般社団法人愛媛県トラック協会	会長
	建設・建築	一般社団法人愛媛県建設業協会	会長
		公益社団法人愛媛県建築士会	会長
		一般社団法人愛媛県建築士事務所協会	会長
		一般社団法人愛媛県中小建築業協会	会長
	教育	愛媛県小中学校長会	会長
		愛媛県高等学校長協会	会長
		愛媛県私立中学高等学校連合会	会長
		愛媛県特別支援学校長会	会長
	青少年	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長
		ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長
	文化	愛媛県文化協会	会長
	福祉・女性	愛媛県社会福祉協議会	会長
		愛媛県連合婦人会	会長
	県	愛媛県	教育長
		愛媛県	公営企業管理者
		愛媛県	参与(営業本部長)
		愛媛県	参与
		愛媛県	政策推進統括部長
		愛媛県	営業統括部長
		愛媛県	防災安全統括部長
		愛媛県	秘書広報統括監
		愛媛県	総務部長
		愛媛県	企画振興部長
		愛媛県	観光スポーツ文化部長
愛媛県		県民環境部長	
愛媛県		保健福祉部長	
愛媛県		福祉政策統括監	
愛媛県		経済労働部長	
愛媛県		農林水産部長	
愛媛県		土木部長	
愛媛県警察本部		本部長	
監事		県	愛媛県
	市町	松山市	会計管理者
参与	報道	株式会社愛媛新聞社	代表取締役社長
		日本放送協会	松山放送局長
		南海放送株式会社	代表取締役社長
		株式会社テレビ愛媛	代表取締役社長

	一般社団法人共同通信社	松山支局長
	株式会社時事通信社	松山支局長
	株式会社朝日新聞社	松山総局長
	株式会社毎日新聞社	松山支局長
	株式会社読売新聞大阪本社	松山支局長
	株式会社日本経済新聞社	松山支局長
	株式会社産経新聞社	松山支局長
	株式会社あいテレビ	代表取締役社長
	株式会社愛媛朝日テレビ	代表取締役社長
	株式会社愛媛CATV	代表取締役社長
	株式会社エフエム愛媛	代表取締役社長

別表第2（第12条関係） 幹事会

職名	区分	所属	役職
幹事長	県	愛媛県農林水産部森林局	局長
幹事	国	林野庁四国森林管理局愛媛森林管理署	署長
	市町	愛媛県市長会	事務局長
		愛媛県町村会	事務局長
		松山市産業経済部	農林水産担当部長
		砥部町農林課	課長
	森林・林業	公益財団法人愛媛の森林基金	事務局長
		愛媛県森林組合連合会	理事兼総務部長
		一般社団法人愛媛県木材協会	専務理事
		愛媛県山林種苗農業協同組合	専務理事
	経済	愛媛県商工会議所連合会	専務理事
		愛媛県商工会連合会	専務理事
	観光	一般社団法人愛媛県観光物産協会	専務理事
	県	愛媛県企画振興部政策企画局秘書課	課長
		愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課	課長
		愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課	課長
		愛媛県農林水産部農政企画局農政課	課長
		愛媛県農林水産部森林局林業政策課	課長
		愛媛県農林水産部森林局森林整備課	課長
		愛媛県土木部道路都市局都市整備課	課長
		愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課	課長
愛媛県警察本部警備部警備課	課長		

第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会設立総会 構成員名簿（案）

会則 別表第1（第5条関係）

実行委員会

（敬称略）

職名	区分	機関・団体	役職	氏名	備考
会長	県	愛媛県	知事	中村 時広	
副会長	県	愛媛県	副知事	田中 英樹	
	県議会	愛媛県議会	議長	高山 康人	
委員	国	林野庁四国森林管理局	局長	遠藤 順也	
		環境省中国四国地方環境事務所	所長	坂口 芳輝	
		国土交通省四国地方整備局	局長	佐々木 淑充	
	県議会	愛媛県議会農林水産委員会	委員長	川本 健太	
	市町	愛媛県市長会	会長	武智 邦典	
		愛媛県町村会	会長	河野 忠康	
		松山市	市長	野志 克仁	
		砥部町	町長	佐川 秀紀	
	市町議会	愛媛県市議会議長会	会長	渡部 克彦	
		愛媛県町村議会議長会	会長	三谷 喜好	
	学識経験者	愛媛大学	副学長	杉森 正敏	
		松山大学	准教授	甲斐 朋香	
	森林・林業	(公財)愛媛の森林基金	理事長	末永 洋一	
		愛媛県森林組合連合会	会長職務代行者代表理事専務	芝 芳亀	
		(一社)愛媛県木材協会	会長	菊池 正	
		愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長	成瀬 要三	
		愛媛県林業研究グループ連絡協議会	会長	菊池 俊一郎	
		愛媛県森林土木協会	会長	兵頭 誠亀	
		(公財)えひめ農林漁業振興機構	理事長	兵頭 昭洋	
		えひめ森林ボランティア連絡協議会	会長	笠松 浩樹	
		緑の少年団愛媛県連盟	会長	山本 浅幸	
		愛媛県林業経営者協会	会長	増田 清	
	農業・漁業	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本 満俊	
		愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長	平井 義則	
	経済	愛媛県商工会議所連合会	会頭	高橋 祐二	
		愛媛県商工会連合会	会長	村上 友則	
		愛媛県中小企業団体中央会	会長	服部 正	
		愛媛経済同友会	代表幹事	野本 政孝	
		愛媛経済同友会	代表幹事	山口 普	
		愛媛県経営者協会	会長	田中 和彦	
	宿泊・観光	愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	理事長	大木 正治	
		愛媛ホテル協会	会長	河野 治広	
		(一社)愛媛県観光物産協会	会長	中村 時広	
		(一社)愛媛県旅行業協会	会長	清水 一郎	
	輸送	(一社)愛媛県バス協会	会長	清水 一郎	
		四国旅客鉄道(株)	愛媛企画部長	窪 仁志	
		伊予鉄道(株)	代表取締役社長	清水 一郎	
		(一社)愛媛県ハイヤー・タクシー協会	会長	渡部 光男	
		(一社)愛媛県トラック協会	会長	御手洗 安	
	建設・建築	(一社)愛媛県建設業協会	会長	井原 伸	
		(公社)愛媛県建築士会	会長	尾藤 淳一	
		(一社)愛媛県建築士事務所協会	会長	林 貞義	
		(一社)愛媛県中小建築業協会	会長	佐々木 敬史	
	教育	愛媛県小中学校長会	会長	馬越 吉章	
		愛媛県高等学校長協会	会長	池田 哲也	
		愛媛県私立中学高等学校連合会	会長	中村 道郎	
		愛媛県特別支援学校長会	会長	稲荷 邦仁	
青少年	日本ボーイスカウト愛媛県連盟	連盟長	宮内 正民		
	ガールスカウト愛媛県連盟	連盟長	村上 ゆかり		
文化	愛媛県文化協会	会長	市村 公子		
福祉・女性	(福)愛媛県社会福祉協議会	会長	本田 元広		
	愛媛県連合婦人会	会長	三好 康子		
県	愛媛県	教育長	田所 竜二		
	愛媛県	公営企業管理者	山口 真司		

		愛媛県	参与(営業本部長)	八十島 一幸	
		愛媛県	参与	岸本 憲彦	
		愛媛県	政策推進統括部長	濱里 要	
		愛媛県	営業統括部長	久保 圭一朗	
		愛媛県	防災安全統括部長	井上 敬之	
		愛媛県	秘書広報統括監	居村 大作	
		愛媛県	総務部長	菅 規行	
		愛媛県	企画振興部長	赤坂 克洋	
		愛媛県	観光スポーツ文化部長	高岡 哲也	
		愛媛県	県民環境部長	池田 貴子	
		愛媛県	保健福祉部長	菅 隆章	
		愛媛県	福祉政策統括監	久保田 晶	
		愛媛県	経済労働部長	松田 雄彦	
		愛媛県	農林水産部長	末永 洋一	
		愛媛県	土木部長	中川 逸朗	
		愛媛県警察本部	本部長	森本 敦司	
監事	県	愛媛県	会計管理者兼出納局長	山名 富士	
	市町	松山市	会計管理者	加藤 和正	
参与	報道	(株)愛媛新聞社	代表取締役社長	土居 英雄	
		日本放送協会	松山放送局長	桑野 毅	
		南海放送(株)	代表取締役社長	大西 康司	
		(株)テレビ愛媛	代表取締役社長	尾谷 牧夫	
		(一社)共同通信社	松山支局長	小西 大輔	
		(株)時事通信社	松山支局長	寺尾 貴之	
		(株)朝日新聞社	松山総局長	広島 敦史	
		(株)毎日新聞社	松山支局長	太田 裕之	
		(株)読売新聞大阪本社	松山支局長	原 典子	
		(株)日本経済新聞社	松山支局長	平片 均也	
		(株)産経新聞社	松山支局長	村上 栄一	
		(株)あいテレビ	代表取締役社長	左納 和宜	
		(株)愛媛朝日テレビ	代表取締役社長	井上 隆史	
		(株)愛媛CATV	代表取締役社長	宮内 隆	
		(株)エフエム愛媛	代表取締役社長	倉淵 秀俊	

会則 別表第2 (第12条関係) 幹事会 (敬称略)

職名	区分	機関・団体	役職	氏名	備考
幹事長	県	愛媛県農林水産部森林局	局長	西田 伸生	
幹事	国	林野庁四国森林管理局愛媛森林管理署	署長	藤平 康則	
	市町	愛媛県市長会	事務局長	武智 茂記	
		愛媛県町村会	事務局長	向井 政明	
		松山市産業経済部	農林水産担当部長	富田 定伸	
		砥部町農林課	課長	池田 晃一	
	森林・林業	(公財)愛媛の森林基金	事務局長	俊成 秀樹	
		愛媛県森林組合連合会	理事兼総務部長	高田 浩徳	
		(一社)愛媛県木材協会	専務理事	三好 誠治	
		愛媛県山林種苗農業協同組合	専務理事	野口 満晴	
	経済	愛媛県商工会議所連合会	専務理事	福井 琴樹	
		愛媛県商工会連合会	専務理事	飯尾 智仁	
	観光	(一社)愛媛県観光物産協会	専務理事	金子 浩一	
	県	愛媛県企画振興部政策企画局秘書課	課長	有田 尚文	
		愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課	課長	藤原 英治	
		愛媛県観光スポーツ文化部観光交流局観光国際課	課長	鶴久森 伸吾	
		愛媛県農林水産部農政企画局農政課	課長	岡部 直	
		愛媛県農林水産部森林局林業政策課	課長	薬師寺 雅明	
		愛媛県農林水産部森林局森林整備課	課長	俊成 秀樹	
		愛媛県土木部道路都市局都市整備課	課長	八木 裕紀	
		愛媛県教育委員会事務局管理部教育総務課	課長	杉野 将行	
愛媛県警察本部警備部警備課		課長	夏井 敏正		

第 76 回全国植樹祭推進体制（案）

公益社団法人国土緑化推進機構



共 催

愛 媛 県

<今後の予定>

- 開催地の決定 令和 5 年秋頃(現地調査)
- 基本計画の承認 令和 7 年 2 月(特別委員会)
- 実施計画の承認 令和 8 年 2 月(特別委員会)

第 76 回 全国植樹祭愛媛県実行委員会

【実行委員会(総会)】

◆構成員 (90 名)

- 会 長 : 知事
副会長 : 副知事、県議会議長
委 員 : 学識経験者、
森林・林業関係団体、
各種団体(経済・観光等)、
国、市町、県 等
監 事 : 県会計管理者 等
参 与 : 県内報道機関

◆主な役割

全国植樹祭に係る事項の審議

<審議事項>

- 会則の制定及び改廃
- 企画及び運営の基本的事項
- 事業計画、予算及び決算
- 基本計画、実施計画の策定 等
(基本計画の内容)
 - 1 開催概要
 - 2 式典行事計画
 - 3 植樹行事計画
 - 4 会場整備計画
 - 5 運営計画
 - 6 宿泊・輸送計画
 - 7 記念事業等計画 等

事前審議
委任事項



付議事項
報告



【幹事会】

◆構成員 (22 名)

- 幹事長 : 森林局長
幹 事 : 森林・林業関係団体、
各種団体(経済・観光等)、
国、市町、県 等

◆主な役割

- 総会に付すべき事項の事前審議
総会から委任された事項の審議・決定
等



連携・情報共有

【専門委員会】

◆構成員

- 委 員 : 有識者及び関係団体等

◆主な役割

専門的事項に関する調査・審議

<調査・審議事項>

- 式典行事に関する演出・内容等の検討
- 植樹行事に関する会場及び樹種の選定
- 大会テーマ、シンボルマーク、大会ポスター原画の募集及び審査・選定 等

付託



報告



第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会（総会）の進め方について

1 実行委員会（総会）の役割〔会則第 10 条第 3 項〕

総会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (2) 全国植樹祭の企画及び運営の基本的事項に関すること。
- (3) 事業計画、予算及び決算に関すること。
- (4) 幹事会に委任する事項に関すること。
- (5) 専門委員会に付託する事項に関すること。
- (6) その他全国植樹祭の開催に関して重要な事項に関すること。

2 実行委員会（総会）の開催頻度 年に 2 回程度

3 実行委員会（総会）の開催スケジュール（案）

会議日程	会議内容（報告、審議、決定事項等）
【第 1 回総会】 （設立総会） 令和 5 年 8 月 25 日	1 実行委員会の設立について 2 令和 5 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3 専門委員会の設置及び付託事項（案）について
【第 2 回総会】 令和 6 年 3 月頃	1 幹事会及び専門委員会からの報告 2 令和 6 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3 基本計画（素案）について （式典計画、植樹計画、大会テーマ・シンボルマーク等）
【第 3 回総会】 令和 6 年 6 月頃	1 幹事会及び専門委員会からの報告 2 令和 5 年度事業報告及び収支決算について 3 基本計画（中間案）について （会場整備計画、運営計画、宿泊・輸送計画等）
【第 4 回総会】 令和 7 年 1 月頃	1 幹事会及び専門委員会からの報告 2 令和 7 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3 基本計画（最終案）について ⇒令和 7 年 2 月頃の国土緑化推進機構特別委員会で 基本計画の承認・決定
【第 5 回総会】 令和 7 年 6 月頃	1 幹事会及び専門委員会からの報告 2 令和 6 年度事業報告及び収支決算について 3 実施計画（素案）について （会場整備計画、運営計画、宿泊・輸送計画等）
【第 6 回総会】 令和 8 年 1 月頃	1 幹事会及び専門委員会からの報告 2 令和 8 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について 3 実施計画（最終案）について ⇒令和 8 年 2 月頃の国土緑化推進機構特別委員会で 実施計画の承認・決定
令和 8 年春季	第 76 回全国植樹祭 愛媛県開催
【第 7 回総会】 令和 9 年 3 月頃	1 令和 7 年度及び令和 8 年度事業報告及び収支決算について 2 実行委員会の解散について

【第 1 号議案】

令和 5 年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

1 令和 5 年度事業計画（案）

(1) 会議の開催

① 実行委員会開催（2 回）

○設立総会：令和 5 年 8 月 25 日（金）

実行委員会設立、令和 5 年度事業計画及び収支予算、専門委員会の設置と付託事項等

○第 2 回総会：令和 6 年 3 月頃

経過報告（専門員会、広報、関連事業等）、基本計画（素案）について

（式典計画、植樹計画、大会テーマ 等）

② 幹事会の開催（1 回）

○第 1 回会議：令和 6 年 2 月頃

第 2 回総会に係る審議事項 等

③ 専門委員会の開催

基本計画に記載する事項のうち、専門的知見を必要とする事項について、専門委員会を設置し、付託する。

（式典行事に関する行事、植樹行事に関する事項、大会テーマ等に関する事項）

※次年度以降も、必要に応じて専門委員会を追加設置

(2) 基本計画（素案）の策定

基本構想に基づき、基本計画（素案）の策定を行う。

(3) 機運醸成活動の推進

① 苗木のスクールステイの実施

全国植樹祭や関連植樹行事等で使用する苗木を、県内の保育所・幼稚園、小中学校等で育てていただくことで、森林や身近な緑の大切さについて子供たちをはじめとする多くの皆さんに知っていただくとともに、全国植樹祭の開催機運を高めることを目的とする。

② 広報活動の実施

横断幕やのぼり旗などの広報啓発品を活用し、各種イベント等を通じて開催を PR するとともに、県広報誌など様々な媒体を通じて取組を情報発信することで、準備段階から県民等による植樹祭開催に向けた機運を高める。

(4) その他

上記以外で、開催に必要な取組を行う。

2 令和5年度収支予算（案）

(1) 収入の部

（千円）

区分	予算額	摘要
1 負担金	13,118	愛媛県（全国植樹祭開催準備費）
合計	13,118	

(2) 支出の部

（千円）

区分	予算額	摘要
1 総務費	2,545	実行委員会・幹事会・専門委員会 開催経費、事務局運営費等
2 開催事業費	6,145	基本計画作成業務委託等
3 広報啓発費	4,428	苗木のスクールステイ用資材、 PR用グッズ購入費等
合計	13,118	

【第 2 号議案】

専門委員会の設置及び付託事項（案）について

第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会会則 13 条に基づき、下記のとおり専門委員会を設置し、下記の事項を付託する。

記

専門委員会名	摘要
式典専門委員会	式典行事に係る演出・内容等の検討に関すること。
植樹専門委員会	全国植樹祭における植樹及びお手播き等の樹種候補の検討に関すること。
大会テーマ・シンボルマーク・ポスター原画専門委員会	全国植樹祭のテーマ、シンボルマーク及びポスター原画の公募選考に関すること。

第76回全国植樹祭 基本構想



令和5年用 愛媛県緑化キャンペーンコンクール
[ポスターの部] 金賞 平田 零那さん(宇和島市立城北中学校2年)
[キャンペーンテーマの部] 特選 中川 幸 さん(八幡浜市立双岩小学校5年)

令和5年3月

第76回全国植樹祭愛媛県準備委員会

目次

第1章 はじめに

- 1 基本構想策定の趣旨 1
- 2 全国植樹祭とは 1
- 3 愛媛県における全国植樹祭の開催状況 2

第2章 開催方針

- 1 開催理念 4
- 2 大会テーマ 5
- 3 シンボルマーク 5
- 4 大会ポスター原画 5
- 5 開催会場 6
- 6 開催規模 6
- 7 開催時期 6
- 8 企業協賛等 6

第3章 式典行事

- 1 基本的な考え方 7
- 2 式典演出 7
- 3 式典運営 7

第4章 植樹行事

- 1 基本的な考え方 8
- 2 お手植え・お手播き 8
- 3 記念植樹 8

第5章 会場整備等

- 1 基本的な考え方 9
- 2 会場整備 9
- 3 交通・宿泊等 10

第6章 記念事業等

- 1 基本的な考え方 11
- 2 記念事業 11
- 3 関連事業 11
- 4 広報活動 11

第7章 運営方針等

- 1 基本的な考え方 12
- 2 実施組織 12
- 3 開催準備スケジュール 12

第1章 はじめに

1 基本構想策定の趣旨

愛媛県は、霊峰石鎚山を頂点とする四国山地と多島美を誇る瀬戸内海、リアス式海岸を擁する宇和海など、美しく豊かな自然と穏やかな気候に恵まれ、その林業に適した環境は、良質な木材を育んできました。

また、戦後の荒廃した国土の緑化と復興資材を供給するため、先人達が積極的に植林に取り組んできた結果、森林が県土の7割を占め、その6割がスギやヒノキなどの人工林となっており、豊富な森林資源を背景として、県内の林業や木材産業は大きく発展し、全国有数の林業・林産県へと成長しました。

現在、スギやヒノキなどの人工林資源は充実し、これら豊富な森林資源を健全な姿で次世代に引き継ぐため、愛媛県では、県民参加の森づくりを推進する「愛媛県森林環境税」の創設や、森林資源の循環利用と関連産業の競争力強化を目指す「林業躍進プロジェクト」を立ち上げるなど、様々な施策を展開しているところです。

こうした中、令和8年(2026年)に、第76回全国植樹祭が愛媛県で開催されることが内定しました。本県での開催は、昭和41年(1966年)以来、60年ぶり2回目となり、全国植樹祭を契機として、森林の整備や木材利用に対する県民の理解が一層深まり、SDGsの達成にもつながると期待しています。

この基本構想は、第76回全国植樹祭の開催が、本県の魅力を全国に発信する絶好の機会となり、愛媛県ならではの特色ある有意義な大会となるよう、開催理念や開催内容などの基本的事項を定めるものです。

2 全国植樹祭とは

全国植樹祭は、豊かな国土の基盤である森林・緑に対する国民的理解を深めるために、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県との共催により行う国土緑化運動の中心的行事です。

昭和25年(1950年)に「第1回植樹行事並びに国土緑化大会(第21回大会からは「全国植樹祭」が正式名称)」として山梨県甲府市で開催されて以来、各都道府県において毎年春季に開催されています。

これまでの大会では、天皇皇后両陛下の御臨席を賜るとともに、県内外から多くの参加者を迎え、式典行事や記念植樹が行われています。

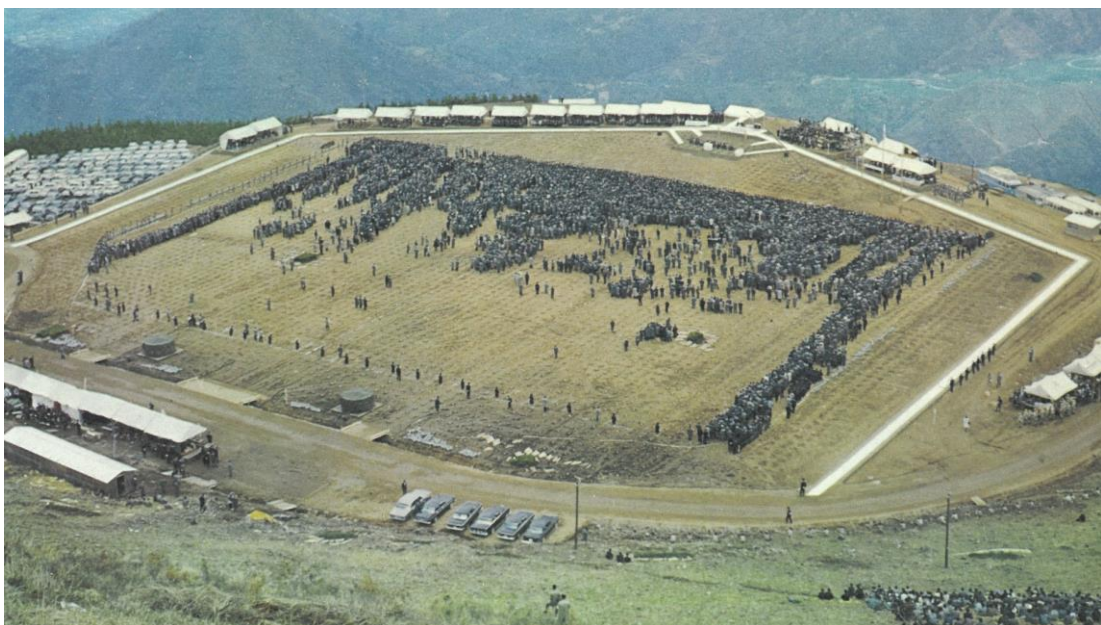
3 愛媛県における全国植樹祭の開催状況

昭和41年(1966年)4月17日、昭和天皇・香淳皇后両陛下の御臨席を賜り、温泉郡久谷村(現 松山市久谷町)の久谷ふれあい林において、「**精英樹**※による拡大造林」を大会テーマに第17回全国植樹祭が開催されました。

この大会では、両陛下はスギをお手植えになるとともに、県内外から1万3千人の参加者により10ヘクタールの広大な原野に約3万本のスギ・ヒノキが植樹されました。

また、お手播き行事は、旧県立果樹試験場(松山市東野)を会場に、天皇陛下がスギとクロマツを、皇后陛下がヒノキとアカマツをお手播きになられました。

※精英樹：森林の中で、成長や材質などが特に優れている樹木



■式典・植樹会場全景
温泉郡久谷村(現 松山市久谷町)の大会会場



■天皇・皇后両陛下によるお手植え
天皇陛下ご提案の「森」の字型にスギ3本をお手植えされる両陛下



■一般参加者による植樹



■天皇・皇后両陛下によるお手播き(会場：旧県立果樹試験場(現 愛媛県研修所))
スギ・ヒノキ・クロマツ・アカマツの種子をお手播きになる両陛下

第2章 開催方針

1 開催理念

(1)背景

四国の北西部に位置する愛媛県は、西日本最高峰の石鎚山を頂点とする四国山地を抱え、全般に急峻な地形を呈しています。

主要水系は、瀬戸内海に流れる重信川、肱川のほか高知県を経て太平洋に流れる仁淀川、四万十川の4河川があり、急峻な地形を流れる河川や、その水源を保全する上で、森林はなくてはならない存在になっています。また、森林から流れ出る清らかな水は、農地を潤し、漁業資源の宝庫でもある瀬戸内海や宇和海を育んできました。

本県の森林は、戦後復興期の造林に始まり、昭和30年代の豊富な農山村の労働力などにも支えられ、現在では、スギ・ヒノキをはじめとする豊かな森林が県全域に広がっています。特に、全国に先駆けて育林技術体系を作成し、優良材生産を掲げる「久万林業」や、ヒノキの中でも特に美しさと強さを秘め、素性の良さから最高級建具にも使われる「宇和ヒノキ」など、全国に名を馳せる優れた産地が地域経済を牽引し、森林を支える林業は農山村発展の礎にもなってきました。

県内の森林資源をみると、本県で全国植樹祭が開催された昭和41年当時、51年生以上の森林面積はわずか2%であったものが、現在では73%にまで拡大しており、「伐って、使って、植えて、育てる」という資源の循環利用を本格的に推進していく時代になりました。また、質・量ともに優れた森林資源を背景として県内の木材産業も早くから発展し、品質の確かな愛媛ブランド材「媛すぎ・媛ひのき」の生産や、新たな木質建材として期待されているCLT(直交集成板)の本格生産も始まるなど、全国屈指の林産県へと成長を遂げ、私たちの生活になくてはならない木材製品を国内外に供給しています。

一方で、地球温暖化に伴う深刻な気候変動は全国各地で甚大な自然災害をもたらしており、本県でも平成30年7月豪雨災害の爪痕が深く残る中、県民の安心・安全な暮らしを支えるための災害に強い森づくりが求められています。また、SDGsや2050年カー



西日本最高峰の石鎚山天狗岳



優良材生産を掲げる「久万林業」



全国最大規模のCLT工場

ボンニュートラルの実現など、森林が有する国土保全や水源かん養、生物多様性の保全や地球温暖化の防止といった多面的機能の発揮による経済的・社会的効果は、多方面から大きな期待が寄せられています。

このような状況を踏まえ、私たちの生活を支える豊かな森林を、一人一人が意識し、守り育てながら健全な姿で次の世代へ引継いでいくため、次の開催理念の下、「第76回全国植樹祭」を開催します。

(2)開催理念

- ① 国民の森林・林業に対する理解を深め、森林の整備や森林資源の循環利用を一層推進していく契機とし、持続可能な社会の実現につなげていきます。
- ② 霊峰石鎚山を頂点とする四国山地の豊かな森林を、健全な姿で次の世代にしっかりと引き継げるよう、県民参加による森づくりを推進します。
- ③ 森林が育む愛媛の自然や文化、産業を県内外に発信し、全国の方々との「絆」を深める「愛顔(えがお)」あふれる大会とします。

2 大会テーマ

第76回全国植樹祭の開催理念をあらわし、開催機運を高めるための「大会テーマ」を公募により選定します。

3 シンボルマーク

第76回全国植樹祭の開催機運を高めるため、知名度の高い本県のイメージアップキャラクター「みきゃん」「こみきゃん」「ダークみきゃん」等の活用も含め、「シンボルマーク」を作成します。



4 大会ポスター原画

第76回全国植樹祭の開催機運を高めるため、「ポスター原画」を県内の小中高校生等から募集して選定します。

5 開催会場

(1) 式典会場

式典会場では、式典行事、天皇皇后両陛下によるお手植え・お手播き行事を実施します。また、各種の展示PR等を行う「おもてなし広場」を隣接地に設置し、参加者を歓迎します。

【開催候補地】

愛媛県総合運動公園（松山市上野町）

(2) 植樹会場

県内外の参加者が記念植樹を行う植樹会場として、長期間、適切に森林として管理できる場所を基本とし、式典会場内や近隣地をはじめ、県内各地への設置を検討します。

※植樹会場は、「基本計画」を策定する中で検討します。

(3) サテライト会場、PR会場等

より多くの県民の皆様と開催理念を共有し、全国植樹祭の開催効果を高めるため、サテライト会場やPR会場等を県内に設置することを検討します。

※サテライト会場やPR会場等の設置は、「基本計画」を策定する中で検討します。

(4) 荒天会場

暴風雨等のため、屋外での式典行事の実施が困難な際には、荒天会場(屋内施設)において式典行事を実施します。

※荒天会場は、「基本計画」を策定する中で検討します。

6 開催規模

第76回全国植樹祭は、県内外から参加する招待者、協力者・スタッフ等を含め、5,000人程度の規模で開催します。ただし、荒天時は規模を縮小します。

7 開催時期

第76回全国植樹祭は、令和8年(2026年)春季に開催します。

8 企業協賛等

第76回全国植樹祭の趣旨に賛同いただける企業等から協賛を仰ぎ、大会内容の充実に努めるとともに、開催機運を高めます。

第3章 式典行事

1 基本的な考え方

式典行事は、次の事項を基本とし、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) 参加者が開催理念を共有するとともに、心に残る内容の植樹祭とします。
- (2) 式典は、簡素化を図りながらも、厳粛で品格があるものとします。
- (3) 県内外から、若い世代、高齢者、障がいのある人等、できる限り多くの皆様や大会に賛同いただいた企業・団体等が参加できるよう配慮します。

2 式典演出

式典の構成は、「プロローグ」「式典」「エピローグ」の3部構成とし、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) プロローグ
 - ・参加者を歓迎する気持ちを表現する内容とします。
 - ・愛媛県の豊かな自然や文化・歴史、森林・林業・木材産業の紹介等を行います。
- (2) 式典
 - ・天皇皇后両陛下によるお手植え、お手播き、国土緑化功労者等の各種表彰、大会宣言、次期開催県へのリレーセレモニー等を行います。
 - ・開催理念や大会テーマをわかりやすく表現するものとします。
- (3) エピローグ
 - ・参加者を歓送し、今後につながるメッセージを全国に発信する内容とします。

3 式典運営

式典運営は、次の事項を基本とし、愛媛県らしさを感じていただける運営を行います。

- (1) 式典の運営は、参加者の安全性や快適性に十分配慮し、緑の少年団やボランティア等の協力を得ながら行います。
 - (2) 司会者、アシスタント、式典音楽隊の出演者等については、地元団体をはじめ県内の関係団体等の積極的な協力と参加を得て編成します。
 - (3) 危機管理については、責任者を明確にし、迅速な初期対応ができるようマニュアル等を作成し、研修を行います。
- ※危機管理については、「基本計画」を策定する中で検討します。

第4章 植樹行事

1 基本的な考え方

植樹行事は、次の事項を基本として実施し、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) 将来目指すべき森林の姿をイメージした上で、本県の気候風土や地域の特性に適した樹種を選定します。
- (2) 植樹用の苗木は、県内で採取した種子等により育成したものをを使用することを基本とし検討します。
- (3) 県民の皆様との協働による森づくり活動の拡大につなげていく契機とするため、できるだけ多くの皆様に参加していただけるよう配慮します。

2 お手植え・お手播き

- (1) 天皇皇后両陛下に、お手植え・お手播きを賜ります。その樹種については、本県の気候風土や地域の特性に適した樹種で、県民の皆様に関心のあるものを選定します。
- (2) お手植えされた記念樹は、第76回全国植樹祭の開催を記念し、県土を育む豊かな森づくりのシンボルとして大切に管理・育成していきます。
- (3) お手播きされた種子から養成した苗木は、愛媛県が管理・育成し、県内の公共施設等に「記念樹」として配付します。



■両陛下お手植え・お手播き（第72回全国植樹祭【滋賀県】） 写真：滋賀県提供

3 記念植樹

県内外からの参加者が、1人1本以上の記念植樹を行います。

記念植樹の実施方法、森林の姿や森づくりの手法、樹種の選定等の詳細については、「基本計画」を策定する中で検討します。

第5章 会場整備等

1 基本的な考え方

会場整備等については、次の事項を基本とし、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

- (1) できる限り自然環境に負荷を与えないよう配慮するとともに、既存施設の活用など経費削減を図ることを基本とします。
- (2) 設置する構造物等には、県産木材を積極的に使用します。
- (3) 全ての参加者が安全かつ円滑に参加できるようユニバーサルデザインに配慮します。

2 会場整備

(1) 式典会場

- ・ 会場レイアウトや構造物等については、安全性や機能性を考慮し、全ての参加者が安心して快適に参加できるよう配慮します。

(2) 植樹会場

- ・ 現況の植生の保全に配慮し、将来の森林をイメージしながら植樹会場を整備します。

(3) 駐車場、おもてなし広場

- ・ 駐車場は、会場内又は会場の近隣に確保します。
- ・ 式典会場と隣接して「おもてなし広場」を設置し、参加者が安心して快適に過ごせるよう、総合案内所、湯茶接待所及び救護所を配置します。
- ・ 「おもてなし広場」は、愛媛の森づくり活動や観光・県産品等を参加者に広くPRするため、各種展示コーナーや観光案内、地場産物等を取りそろえた物産提供ブース等を関係団体の協力により設置・運営します。

(4) 荒天会場

- ・ 暴風雨等の荒天により、式典会場での行事实施が困難であると判断した場合は、屋内施設を使用し、荒天プログラムに変更して実施します。



■県産材を活用したお野立所
(第72回全国植樹祭 [滋賀県]) 写真:滋賀県提供

3 交通・宿泊等

(1) 招待者の交通・宿泊

- ・ 式典前日、宿泊参加者(主に県外招待者)は、第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会(仮称)(以下「実行委員会」という。)が指定する県内の施設に宿泊することを原則とします。
- ・ 式典当日は、宿泊参加者は宿泊施設から、県内招待者等の当日参加者は県内各地に指定する集合地から、原則として実行委員会が手配するバス等により式典会場等へ移動することとします。
- ・ 宿泊施設の収容人数、宿泊料金、道路交通情報、送迎体制、式典終了後の視察ルート等を総合的に勘案し、無理のない宿泊・輸送体制を整えます。
- ・ 参加者等の安全で円滑な輸送を図るため、運行ルート、輸送スケジュール及び交通規制等について綿密な検討を行うとともに、添乗員の配置・案内等により快適な輸送体制を整えます。

(2) その他

- ・ 各会場周辺及びアクセス道路沿線の安全を確保し、万全な警備体制を構築します。
- ・ 関係市町や県民の皆様と協力しながら、会場へのアクセス道路沿線の美化に努め、参加者を歓迎します。
- ・ 式典終了後、県外参加者の皆様に、本県の森林・林業・木材産業や、自然、文化、歴史に対する理解を深めていただけるような視察ルートを設定し、観光の振興を図ります。

第6章 記念事業等

1 基本的な考え方

第76回全国植樹祭の開催理念を広めるとともに、森づくりや木材利用の必要性について、国民の皆様に広く啓発するため、記念事業等を実施します。

なお、事業等の具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

2 記念事業

全国植樹祭の目的を達成するため、実行委員会等が実施します。

- (1) 開催前年のプレ植樹祭や緑化イベント等
- (2) 記録誌・記録映像の作成、記念切手の発行等

3 関連事業

全国植樹祭の併催行事として「全国林業後継者大会※」や、全国植樹祭の関連事業としてふさわしい行事等を実施します。

※「全国林業後継者大会」：全国の林業後継者が一堂に会し、森林を育む担い手として果たす役割等について意見を交わすことを目的として実施されています。（昭和45年から全国植樹祭の併催行事として開催）

○主催：全国林業研究グループ連絡協議会、開催県林業研究グループ連絡協議会、開催県等

○後援：林野庁、一般社団法人全国林業改良普及協会等

4 広報活動

全国植樹祭の開催理念や事業の展開について、広く普及・浸透を図るために、実行委員会等が実施します。

- (1) 大会テーマ、大会ポスター原画、シンボルマークの活用
- (2) 新聞、ラジオ、テレビ等の多様な媒体を活用
- (3) 第76回全国植樹祭専用ホームページの開設、SNSの活用等
- (4) 広報誌の発行等

第7章 運営方針等

1 基本的な考え方

全国からの参加者を愛媛県らしい「おもてなしの心」でお迎えし、開催の意義や理念を広く発信する場とします。

また、全国植樹祭の運営に当たっては、市町、関係団体、NPO法人、ボランティア団体等との協力、連携を図りながら進めます。

なお、具体的な内容は、「基本計画」を策定する中で検討します。

2 実施組織

第76回全国植樹祭の開催に向けて、次の組織を設置します。

- (1) 第76回全国植樹祭愛媛県実行委員会(仮称)(令和5年度設置予定)

【構成】会長：知事

委員：県内主要機関・団体の代表者等

【目的】基本計画、実施計画の策定等の総合的な企画・準備

- (2) 第76回全国植樹祭愛媛県実施本部(仮称)(令和7年度設置予定)

【構成】本部長：知事

本部員：県職員、市町職員、関係機関職員、関係者等

【目的】全国植樹祭の円滑な運営

3 開催準備スケジュール

第76回全国植樹祭開催までのスケジュール

年度区分	令和4年度 (開催4年前)	令和5年度 (開催3年前)	令和6年度 (開催2年前)	令和7年度 (開催1年前)	令和8年度 (開催年)	
主な動き	◆開催県内定(8月8日) ◆「基本構想」策定	◆開催県決定 ◆開催会場決定	◆「基本計画」承認	◆開催日決定 ◆「実施計画」承認	第76回 全国植樹祭	
大会実施 組織体制	準備委員会	実行委員会				実施本部
各種計画の 検討・策定	基本構想 ◆開催理念 ◆開催規模 ◆開催会場候補地 等	基本計画 ◆大会テーマ選定 ◆シンボルマーク選定 ◆大会ポスター原画 ◆式典等行事計画		実施計画 ◆式典等行事詳細計画 ◆会場整備詳細計画 ◆大会運営詳細計画 ◆宿泊輸送詳細計画 ◆広報・啓発の実施 等		運営マニュアル

<参考資料>

第76回全国植樹祭愛媛県準備委員会 名簿

(敬称略)

区分	所属・団体名	役職	氏名	備考
学識 経験者	愛媛大学	副学長	杉森 正敏	副委員長
	松山大学法学部	准教授	甲斐 朋香	
林業関係 団体	(公財)愛媛の森林基金	理事長	末永 洋一	
	愛媛県森林組合連合会	代表理事会長	高山 康人	
	(一社)愛媛県木材協会	会長	菊池 正	
	愛媛県山林種苗農業協同組合	代表理事組合長	成瀬 要三	
各種団体	愛媛県農業協同組合中央会	代表理事会長	西本 満俊	
	愛媛県漁業協同組合	代表理事組合長	平井 義則	
	愛媛県商工会議所連合会	会頭	高橋 祐二	(R4.10.14~R4.11.14) 大塚 岩男
	愛媛県商工会連合会	会長	村上 友則	
	(一社)愛媛県観光物産協会	専務理事	金子 浩一	
市 町	愛媛県市長会	会長	武智 邦典	
	愛媛県町村会	会長	佐川 秀紀	
県関係	愛媛県	副知事	田中 英樹	委員長
	愛媛県	秘書広報統括監	居村 大作	
	愛媛県	農林水産部長	末永 洋一	
	愛媛県教育委員会	副教育長	仙波 純子	
	愛媛県警察本部	警備部長	松本 亨	(R4.10.14~R5.3.2) 河野 和人
計			18名	

※委員重複により実員17名



◆お問い合わせ◆

愛媛県農林水産部森林局森林整備課

TEL 089-912-2595

FAX 089-912-2594